

11月は児童虐待防止推進月間です。

主唱：厚生労働省、内閣府

助けての
小さなサイン
受け止めて



言葉にできない子どもたちの悲鳴を
見ない、聞かない、も虐待です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、児童相談所
や市町村の窓口などに連絡（通告）してください。連絡（通告）
した人の秘密は法律で守られています。出産や子育てに悩んで
いたら、児童相談所や市町村の窓口にご相談ください。



オレンジリボン・キャンペーン

オレンジリボン

検索

言葉にできない子どもの悲鳴を見ない、聞かない、も虐待です。

ひとりで、また一つの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。「あなた」もネットワークの一員です。子どもを虐待から守るために協力してください。

(ネットワークの関連機関) 児童相談所・福祉事務所・市町村・保健所・保健センター、子育て支援センター、民生・児童委員、保育所・幼稚園、医療機関、学校、警察、児童福祉施設、民間の相談機関、地域の住民 など

あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいましたら、すぐに最寄りの児童相談所や市町村の窓口ご連絡(通告)してください。通告は子どもを守るためのものです。医師や公務員の「守秘義務」違反にはなりません。また、連絡した人が特定されないように、秘密は守られます。

児童虐待とは・・・	
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置することなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うことなど

お父さん
お母さんへ

自分だけがうまく子育てできていない、
助けてくれる人がいない、子どもの行動が気に入らない、
この子がいなかったら、などと思ってしまう、
自分を追いつめていたら。

子どもたちへ

家族の誰かにたたかれたり、なぐられたりして
痛い思いをしていたり、お腹がすいてもご飯を
もらえなかったりしていたら。

そんなとき、ひとりで悩まず、お近くの児童相談所や
お住まいの市町村の窓口などに相談してください。



オレンジリボン・キャンペーン

オレンジリボン

検索